開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

小郡都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)......

県報の正誤 (昭和三十八年三月一日山口県規則第十号ほか三件)..

九

九八八

七 七六

山口都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課).....

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

Щ

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課)......

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課)....... 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)..... 生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課)......

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)......

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)

(環境政策課)

(環境政策課) |

П

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

目

次

平成 19 年 12月4日 (火曜日)

山口県告示第六百三号

評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十二月四日から同月二十五日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧 山口県知事 関 成

平成十九年十二月四日

に供する。

井

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 防府エネルギー サービス株式会社 防府市鐘紡町三番一号

工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 防府エネルギーサービス株式会社

: : : 四四四

所在地 特定施設に関する事項 防府市鐘紡町三番一号

六 六

Ξ

種類、 構造及び使用時間間隔等

第六十	備考「六	六三の三	種類	
第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、	「六三の三」とは、水	三五、〇〇〇 平成	(N が / 時)	構
燃料とする。	水質汚濁防止法施行令	一平成 二、二九、 二六、	年予工 月 第 日定手	
火力発電施設	法施行令 (昭	平成二〇、	年予工 月 完成 日定成	造
	(昭和四十六年政令第百八十八号)	平三成二〇、	年予使 月 開 日定始	
廃ガス洗浄施設をご	以令第百八	連続	間使用時隔間	使
設をいう。	_	二四時間	時り一 の日 使当 間用た	用の方
	別表第一	変動なし	動季 の節 概的 要変	法

八00

八00

○ <u>÷</u>

Ξ

0

五

三六〇

 \equiv

四〇

//

11

11

"

//

遊

最 (mg鉱 ノ油 単類

大

通

常

大

通

常

最

大

通

常

最

大

汚水等の一日当たりの量(㎡)

最mg

窒

汚

染

状

態

の

値

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す

五

六 五

0.01

二 九

三四四

 $\dot{\cdot}$

五

〇 六

四

〇 万 五

四

六 五

物

量

(mg鉱油 / ℓ) 最

窒

通

常

通

常

大

通

常

最

排出水の一日当たりの量(㎡)

最mg

|最|mg

染

状

態

の

値

最 mg

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十二月四日から同月二十五日 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基 種

類

水

素

1

オ 最

(水素指数)

的 常

酸

mg要

/ 水 ℓ 量

量

遊 汚

物

mg質

. ℓ 量

汚

水 学

等 素 最

の

染

状 窒

熊

値

通

常

通 化

通 浮

常

最

通

常

最

通

常

最

大

通

常

最

〇 五

_ _

<u>=</u>00

三六〇

mg

素 の

燐パ

mg ∕ ℓ

汚水等の一日当たりの量(㎡)

八00

式

間使

用

時

隔間

使日

用当

時た

間り

概季節的変動

要の

年 月 日工事着手予定

年 月 日

年 月 日 日

過

連

続

四

時

間

変

動

な

U

成

平成

ΞŌ

平

成

 $\stackrel{=}{=}\stackrel{\stackrel{=}{\circ}}{=}$

二九

<u>二</u>六

 (\Box)

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

の縦覧に供する。 までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆

平成十九年十二月四日

山口県知事

=

井

関

成

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 防府エネルギー サービス株式会社 防府市鐘紡町三番一号

工場又は事業場の名称及び所在地

所

名 防府エネルギー サービス株式会社

所在地 特定施設の種類 防府市鐘紡町三番一号

兀

の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 変更しようとする事項の内容 排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の三

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 排 水 水 П 変更前 変更後 項 目 通 水素イオン濃度 " 排 最 八 五 五 ≀ 五 出 通 (mg / ℓ) 化学的酸素要求量 四、八 常 水 最 -五 六 の 通 浮 四 五 三四四 遊 常 物 汚 最 mg / 質 / 量 六 五 四・六 染 (mg鉱油 ノ ル ル 製 最 0 $\stackrel{\bigcirc}{=}$ 大 状 通 窒 二 九 四三 常 態 最mg 三四四 亡 の 通 〇 九 〇 五 常 **燐**/ mg
/ ℓ
/ l 値 最 〇 : 六 大 四 通 排出水の一日当たりの量(㎡) 四 <u>_</u>

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

指定医療

あすか調剤薬局 米田歯科医院 周陽ひふ科

> 岩国市元町一丁目九番二六号 周南市周陽一丁目一一番二九号

> > 平 成

九

九

〇 万 五

四

六 五

六〇五 常 最

<u>_</u>

九〇五

麻里布町五丁目四番二六号

11

11 "

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、

山口県告示第六百五号

関 成

山口県知事

_

井

名

医

称療

所

在

機

関

地

廃

止

年

月

日

平成十九年十二月四日

山口県告示第六百六号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

スン 株式会社コム 〇本東 番木京都 号丁港 三 一 ケアセンター スン山口宇部 はコム 号丁目五番一六字部市寿町 護訪問介 平 成 一 八九

称護 支 の主援 の所在地 発所 業者 名居 宅 介 称護 支 所援 事 在業 地所 廃止年月日

一号 木六丁目一〇番 東京都港区六本 センター ン山口宇部ケア 株式会社コムス 目 五 番 市 二 六 号 二 亍 平 成 四九

Ξ

防 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 名介 護 称予 防 所事 在業 地所 種事 類業 の 近年月日

ケス株 アン式 セ山会 シロ社タ宇コー部ム 号丁宇 自部 介防介 護訪護 問予 平 成 八九 八九 Ξ

|口県告示第六百九号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一 項 の規定により、

平成十九年十二月四日

口株式会社 株式会社きわ 称名又は名 介 護 丁目一番ー六広島市西区商 波三三五の二字部市大字際 のた住事 所る所 在事又 地務主 者 11 " " 京ンルザンキー 山口西 西 エーカー 山口西 郡ンルインルグインルビィイ リロハ ロリヤンキ・ウエ サきしわ 名居 ・ビスの介護 宅 称介 護 二郷三三八〇の山口市小郡下 波三三五の二字部市大字際 八番五号 楠木町 所事 山口県知 在業 地所 町 の下 事 種事 類業 11 護訪 問 の 介 平 11 井 成 指定年月日 関 _ 11 五九 成

11

11

Ξ

_	平成19年	三12月4	日 火曜	望日	Щ	П	県	報	(訂	⋶期)	第 19	10 号
	名名介護	平成十九年	介護扶助のため	山口県告示第六百十号	イのほほえみ み	今釜整形外科 田		口株式会社山と	ノ 法人 ・ 人恵	"	ロ株式会社 ロ株式会社	エー 株式会社ピー
	支援事業者	平成十九年十二月四日	介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、	沙 百十号	二区東京 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	号丁宇 目部 六市 番中 一二	四堀山 二九 九三の の	号丁工店 目セ島 ーン島 番ート 一六商	の岐部 二二 三 六二三 三 元 三 元 二 三 元 二 三 元 二 三 元 二 三 元 二 三 元 三 元	" " " "	号 目 ロ エセ ロ ロ カ ロ 一 六 一 六	九一防 号 目 六番 三 三 町
	所 名 居宅介		猿計画の作成を切 な律第百四十四号		らぎ防府やわ	今 <u>釜</u> 整形外科 即		タサルサンキー 山口 ロー センイン	サッキ リニック リニック サージ サーク	米ンター 周南久 ルビィ介護セ	ンター 柳井 ルビィ介護セ リエ・ウエ	尻 ゆスエー 株式 ラーション ステー ション エー へ ルパー コンパー
	称 護 支 所援 事	山口県知事	当させる機関をっ) 第五十四条の		一四番 四番 一 号 山 町	号丁宇 目前 六市 番中 一二	六三 堀七七七の四 の四	四 " 七 の平 八 一	力.□	六米 三一九八の 九八の	丁目八番四号	九一丁目六番三 三 二丁目六番三 二
	在業地所	-	で次のとお		介型多小 護居機規 宅能模	シテハ通 ョ ビ所 ン「リリ	"	護通 所 介	指養居 道管宅 理療	"	"	"
	指定	井 関	り指定		_ "	"	"			"	"	"
	指定年月日	成	した。 た。り、			<u>``</u>	"		五 "	<i>''</i>	"	"
	ター フジ介護セン コンネ	"	"	11	口株式会社山	株式会社きわ	称名又は名 発	平成十九	介	山 口 県 告	11	ポート 株式会社 イルビィ山口
	三九六の 九六小野 田七 七 十二十	// // // // // // // // // // // // //	" " "	" " " "	号目センター 本番 一六 で	波三三五の二字部市大字際	防 た住所 手 所る所 と を を を を を を を を の を の を の を の の を の	平成十九年十二月四日	介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一	示第六百十一号 	"" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" ""	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	ーミー ヘル	米 ター 周南久 ルビィ介護セー	ンター 柳井 サンキ・ウエ	京 ター 山口西 山口西 サンキ・ウエ	郡 ター 山口小 サンキ・ウエ	サービス	名 護 称 防		当させる機関を連帯百四十四号		ター 周南久米 ビィ 介護 センキ・ウエ: ター 柳井 - ・ / デョー・ / ・ / ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ジャト・ウェル サンキ・ウェル ローので が護セン
	六 大字 東 東 高 泊 六 六 十 六 六	六米三一九八の 八の 八の 八の	丁目八番四号 四号	八番五号楠木町	二郷三三八〇の 一郷三三八〇の	波三三五の二	所事 在業 地	山口県知事	次のとおり指定)第五十四条の		ンル	マル 桐八香四号 エル 柳井市南町二京 番五号 セン 番五号 エル 山口市楠木町 1
	"	"	"	"	"	介防介 護訪護 問予	種事 類業 の	-	_		次字を対象の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	計
	" 九	"	11	"	" -	平 成 一 五九	指定年月日	井 関 成	項の規定により、		<i>II</i>	" 平 成 一 一 一 九
	,,	,,		,,	,,		Ħ		ıý		,,	

四堀二二市大 二九三の の

号丁宇 目前市 一十二 都花の森の孫小京

ター 山口 サービスセン マインフェン

四一七の八山口市平井一

介防介 護通護 所予

_

"

11

六三 堀七七七の四 ア 大内御

"

"

六

11

今<u>釜整</u>形外科 医療法人社団

丁目六番一一字部市中村二 シリリ防介 ョテハ通護 ンービ所予 "

山口県告示第六百十二号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、 土地

平成十九年十二月四日

認 可

月 日 山口県知事

=

井

関

成

平 成 九 年

_

山口県告示第六百十三号

とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二十二条第一 項の規定に基づき、 次の

平成十九年十二月四日

山口県知事 = 井 関 成

|四の二を経て同市豊北町大字神田字神田四七二九の二に至る土地の地先公有水面 下関市豊北町大字神田字綱打場一二一〇の七から同市豊北町大字神田字湯涌一二

区域

ル)及び1の地点と2の地点を結ぶ平成十三年秋分の満潮位 (D. でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D . 次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十九年七月十三日付け指令平一九第二〇八号 上・+一・三三メート L. + - : =

> メートル) における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域 の地点 下関市豊北町大字神田字山田の山田三等三角点 (北緯三四度一九分一

|一・九六四秒東経||三〇度五四分三七・四五五秒) から二五三度五六分四 〇秒一、四六五・五七メートルの地点

2の地点 1の地点から六三度二二分〇六秒六九・五 ーメートルの地点

面積

一、六三七・五七平方メートル

免許の年月日及び番号

平成十四年一月二十一日 指令港湾第七号の一〇

関係図書を閲覧できる市町

Ξ

下関市

認可を受けた者

兀

下関市南部町一番一 号

下関市

下関市長 江島 潔

五 認可の年月日

平成十九年十一月十五日



(五八二)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、次の

び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び収支予算書は、平成二十年一月十五日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課及

平成十九年十二月四日

山口県知 = 井 関

成

申請のあった年月日

平成十九年十一月十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人つばさ

主たる事務所の所在地 代 表 者 の 氏 名 河村 柳井市柳井三八四二番地の六

(五八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

十九年七月十七日山口県公告 (三六四) に係る大規模小売店舗について次のとおり山口 市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します 当該意見は、平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日までの間 山口県商工労

平成十九年十二月四日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 マンガ倉庫山口店

所在地 山口市吉敷下東三丁目三四六七の

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

町から意見を聴きました。 十九年七月二十日山口県公告 (三七〇) に係る大規模小売店舗について次のとおり平生 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日までの間、 山口県商工労

平成十九年十二月四日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 ロックショッピングタウン平生

意見の概要

所在地

熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

特に配慮を求める事項はない。

(五八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 十九年七月二十日山口県公告 (三七二) に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日までの間、 山口県商工労

平成十九年十二月四日

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 明屋書店南岩国店・クスリ岩崎チェー ン南岩国店

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 土地

平成十九年十二月四日

山口県知事

=

井

関 成

就任した役員

土地改良区の名称 監理 事事 の 別 氏

名

住

所

開作土地改良区厚狭郡山陽町永安台沖 理 事 田村 静夫 山陽小野田市大字郡五一八八の三

" 植野 英樹 穣次 四七四五の 四七〇九

重永

井 上 京助 達記

中村

勇治 11 11 11 五九二 四九七二 五三〇四

四八四〇

平瓦	戊19年	≣12 F] 4	日 火	曜日		Ц	1			1		県	Į		報	ž		(定	期)			Ŝ	第 7	1910	0 =	=	
山口都市計画道路一・四・百一山口宇部線一・者市言画の種業乃て名利	一部市計画の重領及び	平成十九年十二月四日	り、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。	画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計	(五八七) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	開作土地改良区厚狭郡山陽町永安台沖	土地改良区の名称	:	二 退任した役員	"	"	"	"	"	"
・名四を古	与 尔	H	都市計画	二年 法律	追路の恋		"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	監理事事	∄		"	"	監	"	"	"
			道路の	7二項に 第百号	変更の 家		坯	÷Τ	事末	臿	围	Ш	百	長	組	合	植	合	事田	の別			坯	ŝТ	事	Ш	組	杰
宇部線			家を次	こおいて 第二	不の縦覧		播摩祐	江本 敏	末永人	重永達	国吉	川崎 勝	原田保	長谷川	縄田正	倉橋 房	植野 英	倉重 穣	田村	氏			播摩站	江本納	末永 人	川崎勝	縄田留	森重
noge	ılı	l	分とお	準用する	<i>y</i> e		祐治 "	敏明 "	全	達記	登 #	勝幸	保子 "	求	正 隆 ″	房子 "	英樹 "	穣 次 ″	静夫山	名			祐治 "	敏明 "	全	勝幸	留子 "	徹 男 "
	山口県知事		り縦覧	が第一項															陽小野	住								
	事		に供し	第十七の規定			"	大	大	"	大	大	"	"	"	"	"	"	山陽小野田市大字郡五一八八の三				"	大	"	大	"	"
	二 #		ま す。	条第一に			五	大字郡五四七一	字津布	四	字郡五(字津布	四四	五	五	四	四	四	字郡五				五	大字郡五四七一		字津布	四	四四
	関			頃の規定			五三二	出七一	大字津布田二六七	四九七二	大字郡五〇〇〇の一	大字津布田二六の二	四八四〇	五〇二	五三〇二	四五八一	四七四五の	四七〇九	一八八八	SE.			五 —	世七一	二六七	大字津布田二六の二	四五九七	四九八四
	成	•		の規定によ					七		_	_					_		Ξ	所					七	_		
Ξ	=	-		_	り、道	都	五				五		四	_	Ξ		_		_			五	_	四		Ξ		=
変更の内容山口は小君上郷がています。	山口市小邨上郎及ゾ小邨下郎都市計画を変更する土地の区域	小郡都市計画道路一・四・百一山口宇部線者「言画の私業がて名利	形 十 元	平成十九年十二月四日	当該変更路を変更	市計画は	(五八八) 山			山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課	都市計画の案の縦覧場所	平成十九年十二月四日から二週間	都市計画の案の縦覧期間	区域及び構造の変更	変更の内容	山口市嘉川及び江崎	都市計画を変更する土地の区域	山口都市計画道路一・四・百二山口宇部線	都市計画の種類及び名称		山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課	都市計画の案の縦覧場所	平成十九年十二月四日から二週間	都市計画の案の縦覧期間	区域及び構造の変更	変更の内容	山口市朝田	都市計画を変更する土地の区域
容君上組	がを変更	計画道	ロ D 重 百	年十二	史に係る	四(昭和	小郡都市計画道路の変更の案の縦覧			木建筑	画の案の	年十二	画の案の)構造の	容	ガラス ひょうしょう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこ	四を 変雨	計画道	画の 種類		_木建筑	四の案の	年十二	四の案の	5構造の	容	田田	四を変更
ル て ル	えずる十	路一・	う	月四日	小郡都	四十二	計画道			不部都市	6縦覧場	月四日	6縦覧期	変更		江崎	する十	路一・	及び名		不部都市	5縦覧場	月四日	3縦覧期	変更			する十
君下组	・地の区	四方百	7	н	市計画	年法律	路の変			計画課	所	Iから!	間				地の区	四·百	称		计計画課	所	Iから!	間				地の区
,,	域	二 出			[道路の	第百号	更の案			及び山		週間					域				放び山		週間					域
		宇部線			案を次) 第二	の縦覧			口市都								宇部線			口市都							
		,,,,,	L	Ш	やとお	十一条				市整備								,,,,,,			市整備							
			[9	山 二 県 町	り縦筒法	第一項				部都市											部都市							
					当該変更に係る小郡都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。(路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第	都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、				計画課											計画課							
			=	<u> </u>	まり第一	により、																						
				関成	70	小郡都市計																						
			1.	•*	よいよ	吊計																						

П

(五八九) 開発行為に関する工事の完了

Ξ

五

兀

都市計画の案の縦覧期間 区域及び構造の変更

平成十九年十二月四日から二週間

都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

小郡都市計画道路三・四・十四長谷線 都市計画の種類及び名称

(定期)

都市計画を変更する土地の区域

変更の内容 山口市小郡下郷

区域及び構造の変更

兀

平成十九年十二月四日から二週間 都市計画の案の縦覧期間

都市計画の案の縦覧場所

五

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

平成十九年十二月四日

関する工事の完了を次のとおり公告します。

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、

開発行為に

Щ

山口県知事 = 井 関 成

開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字小野田字二ノ小野田及び大字丸河内字小野田

開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市上町一丁目六番三六号 株式会社朝日土地建物

> 正 誤

則 昭和三十八年三月一日山口県規則第十号 (山口県恩給給与細則の一部を改正する規

ページ 二七 下 上 段 左 か 六ら 左 から 行 在外公官長 在外公官長 誤 在外公館長

在外公館長 正

改正する規則 平成元年九月三十日山口県規則第五十七号 (山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を

=	Ξ	ページ
様式中	様 式 中	箇所
灣年	1	誤
。 閏年	閏年	Œ

平成十八年四月一日山口県訓令第十六号 (山口県事務決裁規程の一部を改正する訓

	五一	ページ
	下	段
(9)から(1)までを(1)から(3)までとし、同項の(8)中「第23%第5項」を「第33%	副り、「第124条第2項」を「第124条 第3項」に改め	誤
	削り	Œ